第２章　水　防　組　織

第１節　県 の 水 防 組 織

１　水防本部の設置時期

法第 10 条の規定により、松山地方気象台長から気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあるとの通知、又は、松山地方気象台長と国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長、大洲河川国道事務所長の共同による洪水予報等の通知を受けて、洪水、津波又は高潮等に対する危険があると知事が認めたときは、県において水防本部を設置し、水防活動を迅速かつ積極的に推進するものとする（水防体制フロー Ｐ８参照)。

また、水防本部が設置されるまでの間で、水防に関し警戒及び活動を行う必要があると土木部長が認めたときは、準備配置をとり水防活動の体制を整えるものとする。

なお、準備配置をとるまでの間は、河川課においてその業務を処理する。

河川課長は、気象情報により判断し、各課(室)長に指示し各課(室)員を待機させ、水防活動の体制を整えるものとする。

２　水防本部の配置体制

⑴　準　備　配　置

松山地方気象台長より気象情報の通知を受けてから水防本部が設置されるまで、又は、水防本部解散後引き続き水防に関し警戒及び活動を行う必要がある場合の体制をいう。

⑵　非　常　配　置

水防本部設置後の体制をいう。

３　水防本部の組織

⑴　水防本部の編成

水防本部の編成は次のとおりとし、水防業務の統括処理にあたり本部を県庁(土木部内)におく。

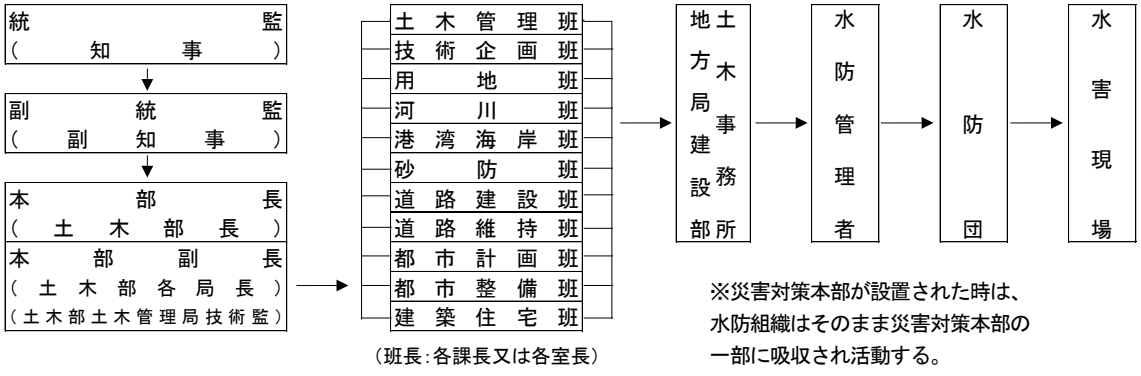

統監不在のときは副統監、本部長がそれぞれ代行する。

本部長、本部副長、各班長が不在のときは、下位のものがそれぞれ代行する。

⑵ 各 班 の 任 務

水防本部各班長は気象情報に注意し、水防本部等の設置が予想されるときは、自発的に出動しなければならない。水防本部各班は、各関係課(室)員の内、水防事務に必要な人員をもって充て、有事の場合は本部長の指揮を受け、水防事務の完全な遂行に努めなければならない。

土木管理班 技術企画班	部内の連絡調整に関すること。各班相互の協力に関すること。 庁舎管理に関すること。
用地班	各班の応援に関すること。
河川班	河川施設の水防に関すること。 水位、雨量等観測資料の収集連絡に関すること。 被害状況の収集に関すること。 水防警報の受報発報に関すること。 水防活動の状況把握に関すること。 水防資器材調達供給に関すること。 防災通信回線に関すること。 他の班に属さないこと。
港湾海岸班	港湾、海岸施設の水防に関すること。 貯木、廃船に関すること。 潮位、風向き、風速、高波の資料収集連絡に関すること。 災害輸送用船舶の確保に関すること。
砂防班	砂防施設、地すべり地域における水防に関すること。
道路建設班 道路維持班	道路、橋梁の水防に関すること。 水防時における通行路線の決定、交通状況の調査及び関係機関への連絡に関すること。 応援資器材の運搬に関すること。
都市計画班 都市整備班 建築住宅班	都市計画並びに宅地造成に係る水防に関すること。 都市施設の水防に関すること。 応急仮設住宅の建設に関すること。

⑶ 水防下部組織及び任務

地方局建設部及び土木事務所においては、それぞれの地域の特性、規模及び実情に応じた水防体制を編成しておくこと。県に水防本部が設置された場合は、これに準じ県水防計画の定めるところにより管内の水防管理団体が行う水防活動が十分行われるよう指導するとともに、気象状況、水防活動等について水防本部に連絡すること。

4 災害対策本部との関係

災害対応については、愛媛県災害対策本部要綱に基づき、災害警戒本部と災害対策本部の２段階の体制をとることとなっており、災害警戒本部が設置されたときには、水防本部は災害警戒本部と連携し水防体制をとることとなるが、災害対策本部が設置されたときは、本計画に定める水防組織はそのまま災害対策本部の一部に吸収され活動する。

5 水防本部解散の時期

気象状況により判断し、統監が解散を命じたとき。

水防体制フロー

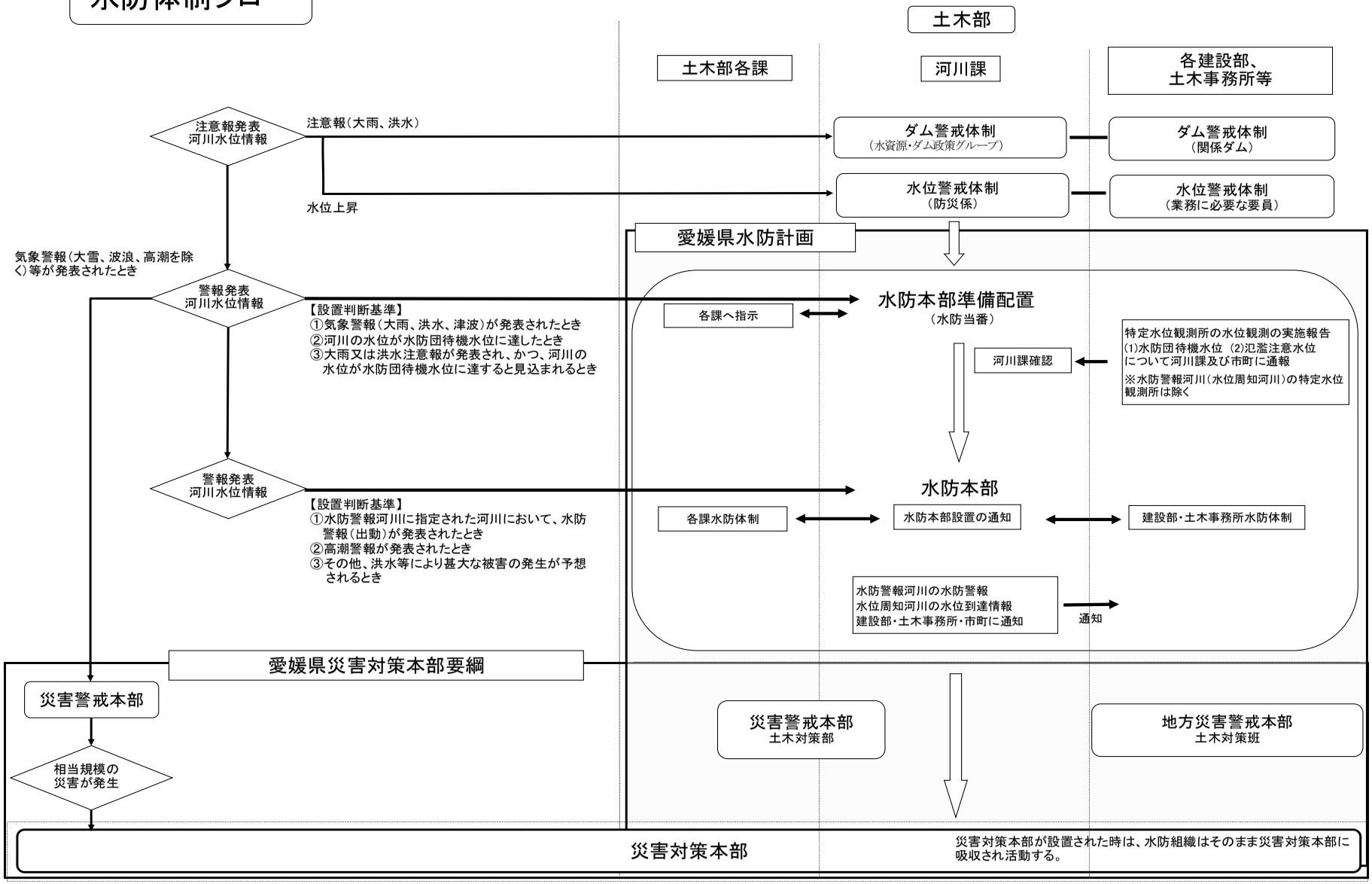
土木部
土木部各課
河川課
各建設部、
土木事務所等
注意報発表
河川水位情報
注意報（大雨、洪水）
ダム警戒体制
（水資源・ダム政策グループ）
ダム警戒体制
（関係ダム）
水位警戒体制
（防災係）
水位警戒体制
（業務に必要な要員）
水位上昇
愛媛県水防計画
気象警報（大雪、波浪、高潮を除く）等が発表されたとき
警報発表
河川水位情報
【設置判断基準】
①気象警報（大雨、洪水、津波）が発表されたとき
②河川の水位が水防団待機水位に達したとき
③大雨又は洪水注意報が発表され、かつ、河川の水位が水防団待機水位に達すると見込まれるとき
水防本部準備配置
（水防当番）
各課へ指示
特定水位観測所の水位観測の実施報告
(1)水防団待機水位 (2)氾濫注意水位
について河川課及び市町に通報
※水防警報河川（水位周知河川）の特定水位観測所は除く
河川課確認
警報発表
河川水位情報
【設置判断基準】
①水防警報河川に指定された河川において、水防警報（出動）が発表されたとき
②高潮警報が発表されたとき
③その他、洪水等により甚大な被害の発生が予想されるとき
水防本部
各課水防体制
水防本部設置の通知
建設部・土木事務所水防体制
水防警報河川の水防警報
水位周知河川の水位到達情報
建設部・土木事務所・市町に通知
通知
愛媛県災害対策本部要綱
災害警戒本部
相当規模の
災害が発生
災害警戒本部
土木対策部
地方災害警戒本部
土木対策班
災害対策本部
災害対策本部が設置された時は、水防組織はそのまま災害対策本部に吸収され活動する。

第２節　水 防 管 理 団 体

１　水防管理団体

法第２条に定める県内の水防管理団体は 20 団体(20 市町)であり、すべて法第４条の規定に基づき知事が指定する指定水防管理団体である。

２　市町の水防組織

⑴　市町の水防組織は、市町水防計画で定めなければならない。

⑵　第一線活動の水防団については、出動準備と出動とに分け、あらかじめその体制を整備し、水防活動に万全を期するよう努めなければならない。

①　待　　機　　水防団の足留めを行う体制

②　出動準備　　水防資器材の整備、点検、水門等開閉の準備と幹部が出動する体制

③　出　　動　　水防団が出動する体制

④　解　　除　　水防活動の終了

３　水 防 定 員

水防定員については、指定水防管理団体の水防団員定員基準条例（昭和 25 年９月８日条例第 45 号）で次のとおり定められている。

⑴　指定水防管理団体の水防定員は、特に重要な河川・海岸は堤防の長さ 20m につき１人の基準とする。その他の河川・海岸は 50m につき１人の基準とする。

⑵　非指定水防管理団体の水防定員は前項に準ずる。

４　重要水防箇所等の状況

指定水防管理団体の重要水防箇所等の状況は次表（次ページ）のとおりである。

参考

『重要水防箇所』　洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。過去の実績及び地形、施設の現状から推定して洪水又は風浪により決壊及び氾濫が予想され水防活動によって相当の効果があると予想されるもので、次の条件の一を満たしている場合には、当地域の一連の範囲を含めて重要水防箇所とする。

⑴ 人家が 100 戸以上ある場合

⑵ 耕地が 20ha 以上ある場合

⑶ 人家 50 戸以上かつ耕地が 10ha 以上ある場合

⑷ 公共施設若しくは重要産業施設がある場合

『特に危険な箇所』　重要水防箇所内であって既に護岸堤防などが破損している箇所、又は、護岸、堤防などの施設が老朽化しており、氾濫注意水位(警戒水位)までに決壊が予想される箇所。

指定水防管理団体

水防管理団体名	重要水防箇所延長(m)		水防倉庫棟数		水防活動可能人員		
		特に危険な箇所延長(m)	兼 用	専 用	消防団員	その他	計
四国中央市	3,130	0	2	12	1,121	555	1,676
新居浜市	629	0	5	3	665	1,620	2,285
西条市	32,417	1,345	0	16	1,455	942	2,397
今治市	8,554	0	13	2	1,995	1,324	3,319
上島町	0	0	9	0	332	106	438
松山市	31,751	5,534	11	14	2,538	687	3,225
東温市	4,810	0	1	2	577	353	930
久万高原町	0	0	46	0	554	43	597
伊予市	750	200	2	2	749	351	1,100
松前町	7,784	2,586	1	0	305	165	470
砥部町	1,800	1,100	2	5	284	284	568
大洲市	31,465	1,285	6	11	1,247	145	1,392
内子町	80	0	1	2	704	20	724
八幡浜市	8,560	250	2	1	694	77	771
伊方町	0	0	3	0	474	90	564
西予市	14,765	0	5	2	1,598	112	1,710
宇和島市	15,575	50	0	6	1,892	240	2,132
鬼北町	300	0	0	1	367	124	491
松野町	100	0	1	0	146	60	206
愛南町	6,167	0	10	2	912	268	1,180
合　計	168,637	12,350	120	81	18,609	7,566	26,175